

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2012-252617(P2012-252617A)

【公開日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-054

【出願番号】特願2011-125945(P2011-125945)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 06 Q 50/12 (2012.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 09 F 19/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 17/60 1 2 0

G 06 F 17/30 3 4 0 B

G 09 F 19/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

行動ターゲティングを用いた電子広告システムであって、

前記電子広告システムは、

飲食店に設置された読み取り装置に、ユーザが利用する可搬型通信端末を接触または近接させることで、少なくともユーザ識別情報と読み取り装置識別情報とを含む来店情報を、前記可搬型通信端末または読み取り装置から取得する来店情報取得部と、

前記来店情報を記憶する来店情報記憶部と、

飲食店に関する情報を提供する情報提供サーバから、前記ユーザによるウェブサイトでの行動履歴情報を取得するウェブサイト行動履歴情報取得部と、

前記ウェブサイト行動履歴情報を記憶するウェブサイト行動履歴情報記憶部と、

飲食店に関する情報を記憶する飲食店情報記憶部と、

前記来店情報記憶部に記憶する来店情報と、前記ウェブサイト行動履歴情報記憶部に記憶するウェブサイト行動履歴情報とに基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を分析し、前記分析結果に基づいて該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する分析部と、

前記抽出した飲食店に関する案内を通知する通知部と、

を有することを特徴とする電子広告システム。

【請求項2】

行動ターゲティングを用いた電子広告システムであって、

前記電子広告システムは、

飲食店に設置された読み取り装置に、ユーザが利用する可搬型通信端末を接触または近接させることで、少なくともユーザ識別情報と読み取り装置識別情報とを含む来店情報を、前記可搬型通信端末または読み取り装置から取得する来店情報取得部と、

前記来店情報を記憶する来店情報記憶部と、
飲食店に関する情報を記憶する飲食店情報記憶部と、
前記来店情報記憶部に記憶する来店情報に基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を分析し、前記分析結果に基づいて該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する分析部と、
前記抽出した飲食店に関する案内を通知する通知部と、
を有することを特徴とする電子広告システム。

【請求項3】

前記分析部は、
前記来店情報における読み取り装置識別情報に基づいて前記飲食店情報記憶部を参照することで、入店した飲食店の所在地情報を抽出し、
前記ウェブサイト行動履歴情報記憶部に記憶するウェブサイト行動履歴情報に基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を特定し、
前記所在地情報から所定範囲内にある前記特定した属性に該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する、
ことを特徴とする請求項1に記載の電子広告システム。

【請求項4】

前記来店情報として前記飲食店への来店日時情報を含んでおり、
前記通知部は、
前記来店情報取得部で新たな来店情報における前記来店日時情報から所定のタイミングの経過後、前記分析部で抽出した飲食店に関する案内を通知する、
ことを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の電子広告システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

第1の発明は、行動ターゲティングを用いた電子広告システムであって、前記電子広告システムは、飲食店に設置された読み取り装置に、ユーザが利用する可搬型通信端末を接触または近接させることで、少なくともユーザ識別情報と読み取り装置識別情報とを含む来店情報を、前記可搬型通信端末または読み取り装置から取得する来店情報取得部と、前記来店情報を記憶する来店情報記憶部と、飲食店に関する情報を提供する情報提供サーバから、前記ユーザによるウェブサイトでの行動履歴情報を取得するウェブサイト行動履歴情報取得部と、前記ウェブサイト行動履歴情報を記憶するウェブサイト行動履歴情報記憶部と、飲食店に関する情報を記憶する飲食店情報記憶部と、前記来店情報記憶部に記憶する来店情報と、前記ウェブサイト行動履歴情報記憶部に記憶するウェブサイト行動履歴情報に基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を分析し、前記分析結果に基づいて該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する分析部と、前記抽出した飲食店に関する案内を通知する通知部と、を有する電子広告システムである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

第2の発明は、行動ターゲティングを用いた電子広告システムであって、前記電子広告システムは、飲食店に設置された読み取り装置に、ユーザが利用する可搬型通信端末を接触ま

たは近接させることで、少なくともユーザ識別情報と読み取装置識別情報とを含む来店情報を、前記可搬型通信端末または読み取装置から取得する来店情報取得部と、前記来店情報を記憶する来店情報記憶部と、飲食店に関する情報を記憶する飲食店情報記憶部と、前記来店情報記憶部に記憶する来店情報に基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を分析し、前記分析結果に基づいて該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する分析部と、前記抽出した飲食店に関する案内を通知する通知部と、を有する電子広告システムである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

上述の発明において、前記分析部は、前記来店情報における読み取装置識別情報に基づいて前記飲食店情報記憶部を参照することで、入店した飲食店の所在地情報を抽出し、前記ウェブサイト行動履歴情報記憶部に記憶するウェブサイト行動履歴情報に基づいて、前記ユーザの興味のある飲食店の属性を特定し、前記所在地情報から所定範囲内にある前記特定した属性の飲食店に該当する飲食店を前記飲食店情報記憶部から抽出する、電子広告システムである。